知多市下水道事業経営戦略

令和2年度~令和11年度

令和2年3月

知 多 市

目次

第1	章	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	縚	経営戦略策定の趣旨と位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1)	経営戦略策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(2)	経営戦略の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	言	├画期間·····	1
第2	章	事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	事	事業の現況(平成30年度末現在)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(1)	普及状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(2)	施設	4
	(3)	広域化・共同化・最適化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(4)	下水道使用料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(5)	組織	8
2	Þ	R間活力の活用等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(1)	民間活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(2)	資産活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
3	紹	を 営指標を活用した現状分析・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	0
	(1)	経営の健全性・効率性・・・・・・・・・・・・・・・・1	0
	(2)	施設の老朽化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	2
第3	章	将来の事業環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	3
1	处	l理区域内人口(水洗化人口)······ 1	3
2	有	「収水量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	3
3	使	5月料収入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	4
4	旄	西設	5
	(1)	下水道管路施設 · · · · · · · 1	5
	(2)	処理場・中継ポンプ場施設・・・・・・・・・1	5
5	組	1織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	6
第4	章	経営の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	7
第5	章	投資・財政計画(収支計画) 1	8
1	∄-	├画の策定に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

(1) 投資について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
(2) 財源について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
(3) 投資以外の支出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
2 投資・財政計画(収支計画)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
3 計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
(1) 今後の投資についての考え方・検討状況	2 1
(2) 今後の財源についての考え方・検討状況	2 2
(3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
1 事後検証のための指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
2 事後検証、改定等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
<付録>	
用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7

第1章 はじめに

1 経営戦略策定の趣旨と位置付け

(1) 経営戦略策定の趣旨

本市の下水道事業は、市民生活と産業活動に欠かすことのできないライフラインとして昭和45年度に事業認可を受けて整備を進め、市の急速な発展に伴い数度の事業計画の見直し、終末処理場の増設事業などを経て、平成30年度末現在、処理区域内人口81,245人、1日平均処理水量23,715㎡、下水道普及率95.4%となり、概ね市内全域に普及するに至りました。

しかし、今後の下水道事業経営は、人口減少や節水意識の向上、節水機器の普及などにより有収水量の伸びを期待することは難しく、これまでの整備により増大した資産をいかに維持し、持続可能な事業であり続けるかが重要な課題となっています。

このような状況から、「第6次知多市総合計画」を踏まえ、快適な生活環境を保持するとと もに、収支バランスのとれた健全な下水道経営を持続するために、「知多市下水道事業経営戦 略」を策定しました。

本経営戦略は、経営状況等の現状や将来予測を踏まえた上で、施設や設備に関する投資と その財源を試算し、収入と支出を均衡させた投資・財政計画を策定し、安定的に事業を継続 するための中長期的な経営の基本計画です。

(2) 経営戦略の位置付け

本経営戦略は、総務省の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成 26 年 8 月 29 日付)や「経営戦略の策定推進について」(平成 28 年 1 月 26 日付)を踏まえ、「知多市公共下水道事業計画(事業計画)」及び「知多市公共下水道事業ストックマネジメント計画(ストックマネジメント計画)」等との整合を図り、策定しました。

今後は、本経営戦略に基づいて、下水道事業経営を進めていきます。

2 計画期間

令和2年度~令和11年度(10年間)

第2章 事業概要

1 事業の現況 (平成30年度末現在)

本市の下水道事業は、単独公共下水道である南部処理区と流域関連公共下水道である東部処理区に大別され、南部処理区の一部区域は特定環境保全公共下水道となっています。

また、南部処理区は昭和46年3月に、東部処理区は平成4年3月にそれぞれ事業認可されています。

なお、農業集落排水下水道事業の佐布里地区が令和2年度より南部処理区に統合する予定となっていることから、令和2年度以降を計画期間とする本経営戦略では佐布里地区を南部処理区に含めます。

(1) 普及状況

平成30年度末現在の処理区域内人口は南部処理区で67,668人、東部処理区で13,577人の合計81,245人で下水道普及率が95.4%となり、下水道整備が概成している状況です。

また、平成30年度末現在の処理区域面積は南部処理区で1,234.3ha、東部処理区で189.7ha、合計1,424.0haとなっています。

下水道の普及率は高いものの、節水意識の向上や節水機器の普及などにより、1人当たりの汚水量は減少傾向にあり、今後もこの傾向は続くと考えられるため、将来の有収水量の増加が見込めない環境の中で事業運営を行うことが想定されます。

有収水量の動向は、今後の下水道施設の整備や下水道事業の経営に直接影響を及ぼすことから、長期的な視点に立って的確な需要の推計を行い、合理性のある施設整備を進めるとともに、更なるコスト削減に努めながら健全経営に取り組んでいく必要があります。

下水道事業の概要(平成30年度末現在)

項目	概要
処理区数	2 処理区(単独公共下水道の南部処理区と
	流域関連公共下水道の東部処理区)※
事業認可年月	南部処理区 昭和 46 年 3 月 (48 年経過)
	東部処理区 平成4年3月(27年経過)
供用開始年月	昭和 48 年 3 月(西部浄化センター)※
	昭和 58 年 3 月(南部浄化センター)
地方公営企業法適用の有無	有(財務規定適用)
事業計画面積	南部 1,428.4ha (佐布里地区を含む)
(最新事業計画)	東部 194.7ha
計画処理人口(水洗化人口)	南部 68,935 人(佐布里地区を含む)
(最新事業計画)	東部 13,226 人
整備面積	南部 1, 234. 3ha
	東部 189.7ha 合計 1,424.0ha
処理人口	南部 67,668人
	東部 13,577 人 合計 81,245 人

※処理区の変遷

- ・南部処理区の前身である西部処理区は、昭和63年6月の西部浄化センターの廃止に 伴い南部処理区に統合
- ・平成23年3月に農村総合整備モデル事業整備の知多南部地区及び浦浜地区を南部処理区に統合(ともに整備時に南部処理区へ接続済み)
- ・令和2年4月に農業集落排水下水道事業整備の佐布里地区を南部処理区に統合予定

(2) 施設

本市の下水道事業のうち、単独公共下水道である南部処理区は、終末処理場である南部浄化センターで、流域関連公共下水道である東部処理区は、愛知県が事業運営している衣浦西部流域下水道の終末処理場(衣浦西部浄化センター)で汚水処理しています。

衣浦西部流域下水道は、矢作川・境川流域下水道基本計画の中に位置付けられ、本市の他、 知多半島内の半田市、阿久比町、東浦町及び武豊町の2市3町を対象として、昭和58年度に 事業着手、平成3年4月に供用開始し、現在、全市町の汚水処理をしています。



南部浄化センター



衣浦西部浄化センター

汚水を終末処理場まで集めるため、汚水管渠を南部処理区で約339km、東部処理区で約55kmの合計約394km整備しています。汚水管渠の口径は最小で50mm、最大で1,500mmとなっています。汚水中継ポンプ場は、南部処理区に8か所、東部処理区に1か所設けています。

また、下水道施設には、上記以外に雨水管渠がありますが、現在は、土木事業として雨水 管渠整備を行っています。

施設概要	(終末処理場)
ЛИ: П X 104. 32	しがご ノヘンピンナンの ノ

項目	概要
名称	南部浄化センター
位置	知多市南浜町 25 番地
敷地面積	66, 627. 3m ²
処理方法	凝集剤添加標準活性汚泥法+凝集剤添加
	ステップ流入式多段硝化脱窒法
排除方式	分流式
運転開始年月	昭和 58 年 4 月
現有処理能力	37, 130m³/日

施設概要(汚水管渠)

項目	概要	
口径	50mm∼1, 500mm	
延長	南部処理区 約 339km	
	東部処理区 約 55km	



汚水管渠布設状況

施設概要(汚水中継ポンプ場)

名称	揚水能力
西部中継ポンプ場	16.00 m³/分
浜小根中継ポンプ場	8.50 m³/分
古見中継ポンプ場	12.60 m³/分
新舞子中継ポンプ場	0.51 m ³ /分
にしの台中継ポンプ場	4.20 m³/分
粕谷中継ポンプ場	6.40 m³/分
佐布里中継ポンプ場	1.20 m³/分
旭桃台中継ポンプ場	0.15 m³/分
東部中継ポンプ場	2.00 m³/分

施設概要(雨水管渠)

項目	概要	
延長	南部処理区	約7,590m
	東部処理区	約 1, 350m

(3) 広域化・共同化・最適化

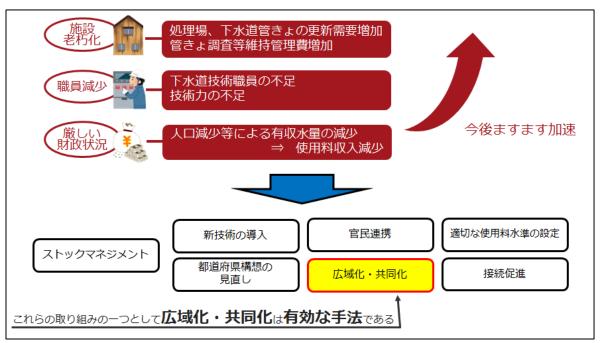
国土交通省では、広域化・共同化・最適化を推進しており、本市の下水道事業では、以下の取組を実施しています。

- ・県や近隣市町と協力し、流域下水道処理場へ脱水汚泥を集約し、焼却処理する広域汚泥 処理事業に取り組んでいます。平成28年4月に愛知県へ事務委託を行っており、令和4 年度から処理を行う予定です。
- ・ 令和2年4月に農業集落排水下水道事業整備の佐布里地区を南部処理区に統合する予定です。

なお、ここで「広域化」、「共同化」及び「最適化」とは、以下を指しています。

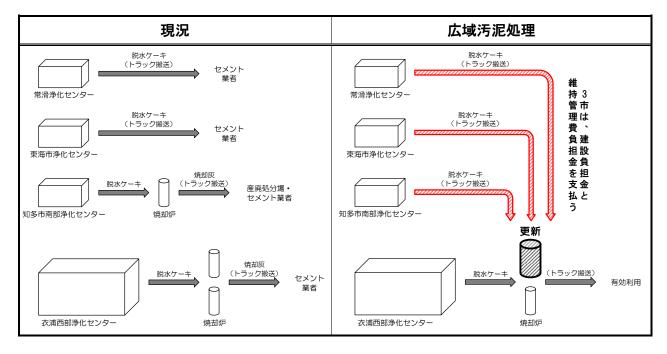
- ・「広域化」とは、他の自治体との事業統合や流域下水道への接続
- ・「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設や、広域化・共同化を推進 するための計画に基づき実施する施設の整備、一部事務に係る管理・執行の共同
- ・「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない場合)

下水道事業の現状・課題



出典:国土交通省 出 "広域化・共同化の推進"

広域汚泥処理事業の概要



(4) 下水道使用料

①汚水量の算定

- ・水道水を使用する場合は、水道使用量を汚水量とします。
- ・家庭用に井戸を使用する場合は、

井戸のみ使用する場合 … 世帯人数 $\times 5\,\mathrm{m}^3/\mathrm{J}$ 井戸と水道を併用する場合 … 世帯人数 $\times 2\,\mathrm{m}^3/\mathrm{J}$ +水道使用量

・家庭以外で事業用に井戸を使用する場合は、使用者が設置する計量装置によるほか、使用の態様を勘案して市が認定します。

②下水道使用料

下水道使用料には基本使用料と従量使用料があり、基本使用料は汚水量に関わらず一律に必要となる使用料で、従量使用料は排出した汚水量に応じて必要となる使用料です。 使用料は、以下により算定します。

下水道使用料=(基本使用料+従量使用料)×消費税率

- ・基本使用料 1か月当たり380円
- ・従量使用料 以下の表のとおり (累進制)

従量使用料

1か月の汚水量	1 ㎡当たりの使用料
10 ㎡までの分	53円
10 ㎡を超えて 20 ㎡までの分	111円
20 ㎡を超えて 40 ㎡までの分	121円
40 ㎡を超えて 100 ㎡までの分	131円
100 ㎡を超える分	141円

・下水道使用料の改定状況平成23年6月から従量使用料を採用平成29年6月から従量使用料の単価を改定

• 下水道使用料実績

条例上の使用料(1か月20m3当たり、税込み)

年度	下水道使用料
平成 28 年度	2, 019円
平成 29 年度	2, 181円
平成 30 年度	2, 181円

^{*20}m³当たりの使用料を使用料単価表により算定したもの

実質的な使用料(20m3当たり、税込み)

年度	下水道使用料
平成 28 年度	2, 107円
平成 29 年度	2, 310円
平成 30 年度	2, 356円

^{*}使用料合計を有収水量で除した値に 20m3 を乗じたもの

(5) 組織

①業務運営組織

本市の下水道事業は、水道部下水道課が運営しています。

②執行体制(平成31年4月1日現在)

職員数は、現在13人で、平成29年度に比べて1人の減となっており、職員数のピークである 平成14年度の合計21人に比べると8人減少しています。

水道部長—下水道課長—下水道課(12人)

(工務チーム4人・庶務チーム4人・施設管理チーム4人)

- (1) 下水道事業及び農業集落排水下水道事業(以下「下水道事業等」という。)の予算、決算及び収入支出に関すること。
- (2) 下水道事業等の計画及び認可に関すること。
- (3) 下水道事業等の施工監督に関すること。
- (4) 下水道事業等の受益者負担金に関すること。
- (5) 下水道使用料に関すること。
- (6) 排水設備の普及及び指導に関すること。
- (7) 下水道事業等の管きょの維持管理に関すること。
- (8) 中継ポンプ場及び佐布里浄化センターに関すること。
- (9) 南部浄化センターに関すること。

下水道事業に携わる職員数の推移

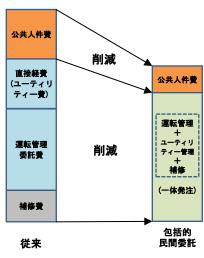
下水道事業に携わる職員数

<u> </u>	こうがんな表対																	
	区 分	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
管理運営に	二従事する職員数(人)	14	13	12	11	10	10	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8
	管渠部門	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	ポンプ場部門	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	1	1	1	-	-	ı	1	-
	処理場部門			5	5	5	5	5	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3
	その他総務・管理部門	5	5	5	4	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	3
建設事業に従事する職員数(人)			5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4
農業集落排水下水道事業に従事する職員数(人)			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	計	21	19	18	17	16	16	16	15	14	14	14	14	14	14	14	14	13

2 民間活力の活用等

(1) 民間活用

国土交通省では、民間の資金やノウハウ、創意工夫を活用した官民連携の導入等を推進しており、本市の下水道事業では、効率的な事業運営に向けて、平成23年度から処理場・中継ポンプ場の運転管理に係る包括的民間委託を実施しています。



包括的民間委託のイメージ図

(2) 資産活用

国土交通省では、下水道汚泥・下水熱等の資源(資産を含む。)や、土地・建物等の資産(下水道管渠やマンホール内の空間、マンホール蓋など)の活用を推進しており、本市の下水道事業は、乾燥汚泥の下水道汚泥堆肥(緑園エース)としての販売を平成3年度から、下水処理の過程で発生する再生可能エネルギーである消化ガスの都市ガス原料としての売却を平成29年度から、それぞれ行っています。





3 経営指標を活用した現状分析

(1) 経営の健全性・効率性

経営の健全性・効率性を現状分析するため、以下に8つの指標を示します。指標値は、地 方公営企業決算状況調査(決算統計、税抜き)値を示しています。

経営の健全性・効率性

(単位:%,円)

		経営の健全性	:•効率性	
経営指標	指標傾向	知多市	類似団体 平均値	全国平均值
①経常収支比率	高い方が良い	111.27	106.41	108.80
②累積欠損金比率	低い方が良い	0.00	25.32	4.27
③流動比率	高い方が良い	199.87	78.56	66.41
④企業債残高対事業規模比率	低い方が良い	0.00	610.17	707.33
⑤経費回収率	高い方が良い	99.48	88.37	101.26
⑥汚水処理原価	低い方が良い	109.64	143.05	136.39
⑦施設利用率	高い方が良い	60.86	58.83	60.13
⑧水洗化率	高い方が良い	99.00	92.90	95.06

※知多市は最新の平成30年度値。類似団体平均値及び全国平均値は平成29年度公表値(最新)

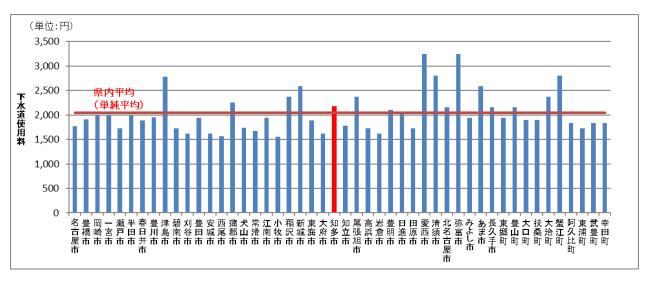
経営の健全性・効率性について、以下のことが確認できます。

- ・最新の類似団体平均値に比べると、本市の下水道事業の経営は健全及び効率的です。
- ・③流動比率(支払能力)が高く、④企業債残高対事業規模比率(債務残高)が0であり、 ⑧水洗化率が高いことから、本市の下水道事業の経営基盤は強固なものになっています。
- ・⑤経費回収率(汚水処理原価に対する使用料収入の割合)は100を下回り、最新の全国平均値と比べると低い数値となっており、使用料収入の不足を他会計負担金で賄うことによって成り立っています。

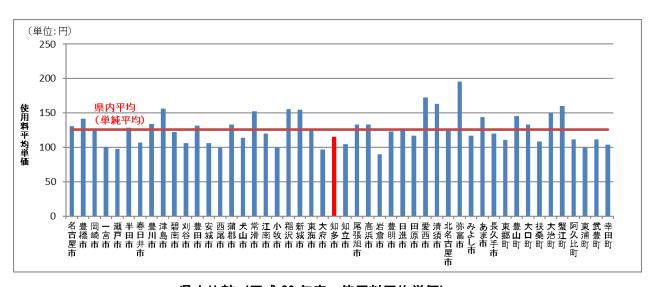
本市の下水道事業の経営は、一般会計から国が示す繰出基準額以上の繰入れを受けて経営が成り立っており、今後、下水道使用料や一般会計負担金の増額は期待できない状況であることから、下水道使用料見直しの定期的な検討や、効率化による経費節減等を進めていく必要があります。

なお、本市の下水道事業と県内他市町(平成29年度)を比較すると、20m³/月当たりの下水道使用料(税込み)は本市で2,181円、県内平均で2,045円であり、わずかに本市の方が高くなっています。しかし、使用料平均単価(使用料収入を有収水量で除した価格、税込み)は、本市で115.5円/m³、県内平均で126.2円/m³であり、本市値は県内平均の約92%にとどまります。(参考「地方公営企業年鑑」)

本市の特性として、排水量の大きな事業所の比重が他市町に比べて低いため、下水道使用料の改定に際しては、特性を考慮して検討することが重要です。



県内比較(平成29年度、下水道使用料)



県内比較(平成 29 年度、使用料平均単価)

(2) 施設の老朽化

施設の老朽化を現状分析するため、以下に3つの指標を示します。指標値は、地方公営企業決算状況調査(決算統計)値を示しています。

老朽化の状況

(単位:%)

		老朽化の	状況	
老朽化指標	指標傾向	知多市	類似団体 平均値	全国平均值
①有形固定資産減価償却率	低い方が 老朽化していない	51.99	23.42	38.13
②管渠老朽化率	低い方が 老朽化していない	0.00	0.15	5.37
③管渠改善率	高い方が 老朽化していない	0.01	0.14	0.23

※知多市は最新の平成30年度値。類似団体平均値及び全国平均値は平成29年度公表値(最新)

施設の老朽化について、以下のことが確認できます。

- ・他都市に先駆けて事業に着手した本市の下水道事業では、①有形固定資産減価償却率(償却資産における減価償却済の部分の割合)が非常に高く、多くの施設の老朽化が進んでいる状況です。
- ・②管渠老朽化率が0となっていますが、これは標準耐用年数を経過した管渠がないことによるもので、今後5年以内に経過した管渠が発生する見込みです。
- ・③管渠改善率は、その年に更新した管渠の延長割合であり、改築・更新が進んでいません。

本市の下水道事業では、多くの施設の老朽化が進んでおり、今後、施設更新費用や施設修繕費が増加する見込みです。

また、管渠施設について点検・調査、改築・更新が進んでいないため、ストックマネジメント計画に従い、施設の効率的な点検・調査や改築・修繕を進める必要があります。

第3章 将来の事業環境

1 処理区域内人口(水洗化人口)

日本の人口は、少子高齢化が進み、今後も人口は減少し続けると推測されています。本市の 行政人口(住民基本台帳ベース)についても、平成21年度をピークに減少に転じており、知 多市人口ビジョンでは、この傾向が継続すると見込んでいます。

処理区域内人口は、行政人口と密接に関連していることから、同ビジョンにおける減少傾向 と同様に、緩やかに減少していくと予測されます。

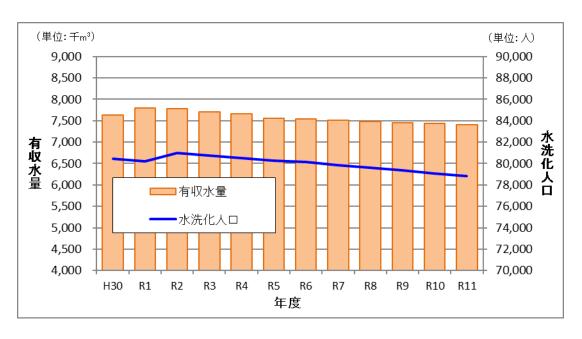
具体的には、下水道整備が概成していることから、本市策定の「人口ビジョン」等に基づく 将来行政人口に、現況人口比率等を用いて処理区域内人口を設定します。

また、水洗化率の実績から今後の伸びを予測し、今後の水洗化人口を予測しています。 なお、令和2年度には、処理区統合により農業集落排水佐布里地区の人口を加算しています。

2 有収水量

有収水量は、下水道使用料収入を算定する際の重要な基礎諸元で、今後とも増加することは 望めない状況です。

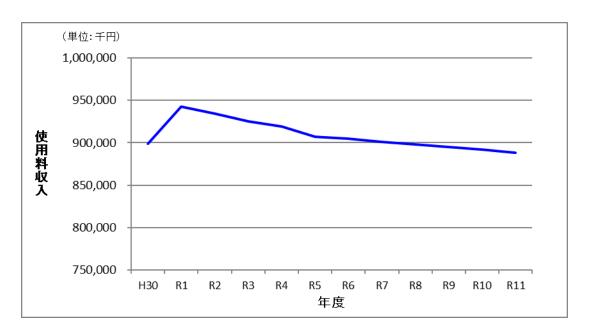
本経営戦略では、先に求めた水洗化人口に相当する接続件数に1件当たりの有収水量(有収水量原単位)を乗じることにより、将来の有収水量を予測します。



有収水量と水洗化人口

3 使用料収入

使用料収入は、新規事業所の接続により一旦は増加するものの、その後は減少していく見通 しです。



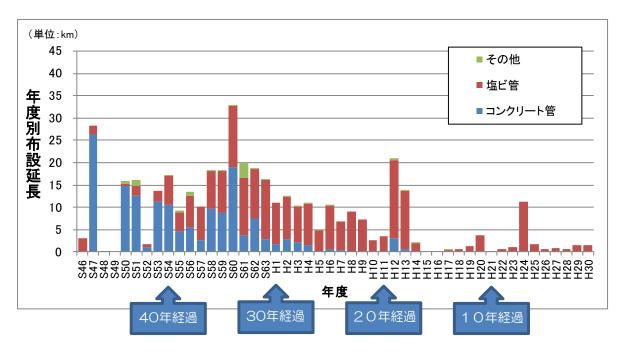
使用料収入

4 施設

(1) 下水道管路施設

管路施設は、経過年数 40 年以上の管渠延長が約 24%(約 96km)あり、今後 10 年間で標準耐用年数 50 年を経過するため、道路陥没等の老朽化に伴う障害の発生や、雨天時浸入水等の老朽化に伴う不明水の増加につながる恐れが高くなります。

また、劣化傾向が顕在化する経過年数 30 年以上の管渠延長が 50%を超えている状況ですが、老朽管の点検・調査はストックマネジメント計画で位置付けたところであり、まだ実施していません。今後、管路施設の点検・調査、改築・更新を計画的に進めていく必要があります。



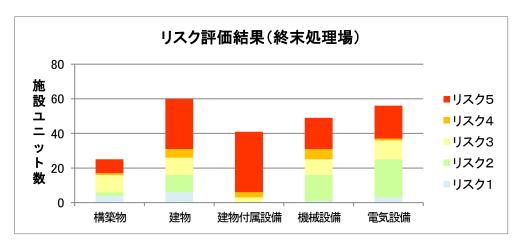
管路施設の年度別布設延長

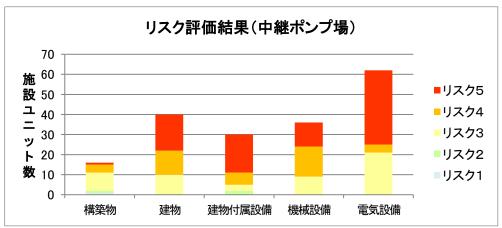
(2) 処理場・中継ポンプ場施設

本市の下水道事業では、ストックマネジメント計画を策定しており、処理場・中継ポンプ場について老朽化に伴う不具合や発生事象を特定した上で、その被害規模や起こりやすさに基づいて改築・修繕等の優先順位(リスクランク)を判定しています。その結果、最も改築・修繕の必要性が高いリスク5に区分された施設が処理場・中継ポンプ場ともに約半数を占める結果となっています。

このことから、処理場・中継ポンプ場ともに改築・修繕の緊急度は既に高く、改築・修繕 を順次進めています。

なお、ストックマネジメント計画では、処理場・中継ポンプ場の改築事業費を年度当たり 6億8,000万円(平準化後)と試算しています。





処理場・中継ポンプ場施設のリスク評価結果

【参考:リスク評価】

リスク評価は、影響度と発生確率により評価します。影響度は、施設の機能、能力、コストに基づく点数により評価します。発生確率は、目標耐用年数(標準耐用年数の1.5倍など)と設置後の経過年数等により評価します。

リスク5:機能が発揮できない、又は、いつ機能停止してもおかしくない状態であり、精密 調査や設備の更新等が必要な状態。最も改築・修繕の必要性が高い。

リスク4:劣化が進行しているが、長寿命化対策や修繕により機能回復できる状態。

リスク3:劣化の兆候が現れており、消耗品の交換等が必要な状態。

リスク2:安定運転ができ、機能上問題ないが、劣化の兆候が現れ始めた状態。

リスク1:設置当初の状態で、運転上、機能上問題ない状態。

5 組織

本市の下水道事業では、整備が概成していることから、今後とも現況程度の組織体制で取り 組む予定ですが、計画的な施設管理により持続的に下水道サービスを提供するためには、維持 管理の広域化や更なる民間委託の活用などの執行体制の補完について検討を進めていく必要が あります。

また、研修による人材育成や現場での技能向上に今後とも努め、職員の再任用等により知識、技術の継承を図るなど、限られた人員においても組織力の強化に取り組んでいきます。

第4章 経営の基本方針

本経営戦略で推進する基本方針は、第6次知多市総合計画を踏まえ、快適な生活環境を保持するため、施設の老朽化対策・災害対策を推進するとともに、下水道事業の健全経営に努めていきます。

本市の下水道事業では、以下の6施策を実施・継続していきます。

1 施設の老朽化対策

ストックマネジメント計画により、下水道施設の実状に基づいて、点検・調査から改築・修繕までを効率的に実施していくものとし、支出の平準化を図りながら、処理機能に支障を来す恐れのある経年化した設備等の老朽化対策を実施します。

2 施設の地震対策

今後予測される南海トラフ地震発生による被害を最小限にし、市民生活を支えることができるよう、汚泥処理の中心施設である南部浄化センター汚泥棟や、重要な管渠の耐震化を進めます。

3 弾力的な下水道事業計画の推進

本市の下水道事業の汚水管整備は概成していますが、市街化調整区域等の下水道未普及地域 が残っているため、浄化槽の設置状況等を勘案しながら、最適化を進めます。

4 民間活用等による支出抑制

維持管理費を抑制するため、南部浄化センター等の運転管理の包括的民間委託を継続すると ともに、機器を更新する際は効率的な機器を導入します。

5 広域化・共同化等による支出抑制

現在取り組んでいる流域下水道処理場における広域汚泥処理について、県や他市町と連携し、推進していきます。

また、南部処理区への佐布里地区の統合を進めるとともに、小規模な中継ポンプ場の廃止(マンホールポンプへの切替)について検討を進めます。

6 収入の確保

維持管理費等に必要な収入を確保するため、未水洗世帯への戸別訪問による水洗化促進を行うとともに、消化ガスを引き続き売却します。

第5章 投資・財政計画(収支計画)

1 計画の策定に当たって

(1) 投資について

経営の基本方針で掲げた6施策を実施するために必要となる次頁の各事業に投資します。

(2) 財源について

- ・収益的収入のうち料金収入は、下水道使用料収入とし、現行の料金制度を継続するもの とします。
- ・収益的収入のうち他会計繰入金(負担金)は、総務省が公表している繰出基準に基づく 試算値及び一部基準外繰入金を含みます。
- ・収益的収入のうち長期前受金戻入には、令和元年度見込みまでの整備資産と令和2年度 以降に整備する資産の財源に対する金額及び農業集落排水下水道事業(佐布里地区)で 整備した管渠資産の財源に対する金額の合計とします。
- ・収益的収入のうちその他の金額は、本市の事業計画(計画期間:令和2年度~令和6年度)の値とし、令和7年度以降は令和6年度の値とします。
- ・資本的収入のうち他会計繰入金(負担金)は、総務省が公表している繰出基準に基づく 試算値及び一部基準外繰入金を含みます。
- ・資本的収入のうち国庫補助金は、現在の交付金制度により算定される額で計上します。
- ・資本的収入のうち工事負担金は、受益者負担金を計上します。金額は本市の事業計画の 値とし、令和7年度以降は宅地転用によるものとします。
- ・資本的収入のうちその他の金額は、本市の事業計画の値とし、令和7年度以降は令和6年度の値とします。

(3) 投資以外の支出について

- ・職員給与費等は、本市の事業計画の値とし、令和7年度以降は令和6年度の値とします。
- ・収益的支出のうち経費には、処理場・中継ポンプ場の運転管理委託費を含む委託費の項目を追加します。また、修繕費の一部に、ストックマネジメント計画による事業予定額を加えます。
- ・収益的支出のうち減価償却費は、令和元年度見込みまでの整備資産、令和2年度以降に 整備する資産及び統合する佐布里地区の管渠資産の合計金額とします。
- ・支払利息及び企業債償還金は、平成30年度借入までの元利償還金に、令和元年度以降の 企業債に対する元利償還金を加えて計上します。

公共下水道事業スケジュール

							事	業年度					
施策	事業	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
		決算	決算 見込			ı	I.	計画策	定期間		ı		
	ストックマネジメント 計画策定・見直し												
	管路点検·調査												
1 施設の老朽化対策	施設健全度調査												
7,502.07	修繕•定期点検修理等												
	汚水中継ポンプ場 老朽化対策(設計・工事)												
	南部浄化センター 老朽化対策(設計・工事)												
	管路重要路線 耐震診断調査												
2 施設の地震対策	施設耐震診断												
2 他成仍地庞对来	管路重要路線 耐震補強設計・工事												
	南部浄化センター耐震補強設計・工事委託												
	事業計画等												
	面整備管渠 実施設計·工事												
3 弾力的な下水道事業 計画の推進	汚水管渠布設替工事												
	公共桝設置工事												
	朝倉駅周辺整備 関連事業設計・工事												
4 民間活用等による 支出抑制	南部浄化センター 包括運転管理委託												
	広域汚泥処理関連 汚泥搬出設備更新委託												
	広域汚泥処理関連 乾燥·焼却撤去設計·工事												
5 広域化·共同化等	西部11号汚水幹線等 実施設計·建設工事												
による支出抑制	広域汚泥処理関連 建設負担金												
	衣浦西部流域 建設負担金												
	つつじが丘中継ポンプ場 撤去関連工事												
	経営戦略 策定・見直し												
6 収入の確保	水洗化促進												
	消化ガス精製設備 点検修理												
	从快修 生		全体	計画	•	•			•	•	•	•	

全体計画 点検調査 委託·工事

2 投資・財政計画(収支計画)

投資・財政計画の詳細は、25、26ページのとおりです。

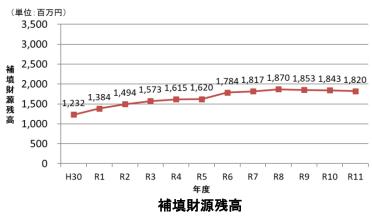
収益的収支は、広域汚泥処理開始に伴い解体される汚泥処理設備の解体工事費等が令和5年 度に営業費用に算入されるため、利益は一時的に減少しますが、それ以外の年度では概ね2億 円程度で推移する見込みです。



資本的収支は、建設改良費や企業債償還金が継続的に必要であり、資本的収入以上に資本的 支出が発生します。今後、施設の老朽化対策工事や耐震工事が必要となるため、支出が増加す る見込みです。



こうした中、健全な経営活動を継続していくために必要となる補填財源残高は徐々に増加していくことが見込まれますが、管渠の耐震化等の建設改良費も増加するため、令和7年度以降はほぼ横ばいになると予測されます。



3 計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

本市の下水道事業における更なる効率化や経営健全化に向けて、投資・財政計画に反映することができなかった取組(検討中の取組や今後検討することが望ましい取組)を中心に、以下に整理します。

- (1) 今後の投資についての考え方・検討状況
 - ①広域化・共同化・最適化に関する事項
 - ・流域下水道処理場へ脱水汚泥を集約して焼却処理する共同化や、農業集落排水下水道 事業佐布里地区を南部処理区へ統合する最適化に取り組んでいます。これらの取組は 前章の投資・財政計画に反映済みです。
 - ・これらの取組を継続・実施していくとともに、更なる効率化に向けて、小規模な中継 ポンプ場の廃止(マンホールポンプへの切替)について検討を進めます。

②投資の平準化に関する事項

- ・企業債の借換え等により投資の平準化を図るとともに、今後の改築需要の増大に向けて、ストックマネジメント計画を策定しています。
- ・投資・財政計画では、ストックマネジメント計画における短期計画及び中長期計画の 内容を反映しています。
- ・改築更新費の増大が見込まれることから、適宜、ストックマネジメント計画を見直し、 投資の平準化を図ります。

③民間活力の活用に関する事項

- ・社会情勢の変化や公営企業を取り巻く厳しい経営環境の下で、行政の効率化・活性化 のため、民間ノウハウの活用が求められており、本市においても、処理場・中継ポン プ場の運転管理について包括的民間委託を実施しています。
- ・近年、民間活力の活用に関する取組として、改築事業を含めたPPP・PFIの導入 が推奨されていますが、運転管理への導入については施設規模が大きく関係するため、 広域化・共同化と併せた形での導入検討を進めることが望まれます。
- ・管渠維持管理等への包括的民間委託の拡大や、PPP・PFIを含めた更なる民間活用のあり方について今後、検討を進めます。

④その他

・国の動向や他団体の状況を注視して、必要に応じて投資に関する検討を進めていきます。

(2) 今後の財源についての考え方・検討状況

①使用料の改定に関する事項

- ・下水道事業は、地方財政法第6条の規定により特別会計を設け、企業の経営に伴う収入 (=下水道使用料等)をもって充てなければならないとされており、当該企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費や、当該企業の性質上能率的な経営を行っても経営の収入のみで充てることが困難であると認められる経費は、国の基準で他会計からの繰出金で充てることが認められています。
- ・本市の下水道事業の特性として、11ページに示すとおり、排水量の大きい事業所が少ないことから、県内比較すると一般家庭の下水道使用料は県内平均を上回るものの、 使用料平均単価は県内平均の約92%にとどまっています。
- ・本戦略では、下水道使用料の改定については特に定めませんが、収入の大幅な増加は 見込めない状況であることから、今後とも収支に注視し、必要に応じて検討します。

②資産活用に関する事項

- ・下水道事業は資源の宝庫といわれ、下水処理の過程で発生する汚泥の建設資材・肥料等への再生利用、下水処理水の雑用水利用、下水の持つ熱エネルギーの地域冷暖房等への活用、消化ガスによる発電、処理場上部や管渠内空間の貸付け等が資産活用として挙げられています。
- ・本市の下水道事業では、現在、乾燥汚泥を肥料として販売するとともに、都市ガスの 原料として余剰消化ガスを売却しています。土地や施設空間等を利用した資産活用は 行っていません。
- ・収入の大幅な増加は見込めない状況であることから、今後とも収支に注視し、資産活 用による収入増加の取組について検討します。

③その他

・国の動向や他団体の状況を注視し、財源確保に努めます。

(3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況

- ①民間活力の活用に関する事項
 - ・本市の下水道事業においては、処理場・中継ポンプ場の運転管理を包括的民間委託し、 経費節減に寄与しています。今後は、下水道管渠の維持管理として、点検・調査、改 築・更新を計画的に進める必要があることから、管渠の維持管理についても包括的民間委託を活用することを検討していきます。

②職員給与費に関する事項

- ・本市の下水道事業では、過年度においては、最大 21 人の職員体制で管理運営していま したが、平成 30 年度においては 13 人体制にて管理運営しています。
- ・今後は、下水道施設の整備に加えて既存施設の改築需要の増加によって、担当職員が 不足することが考えられますが、民間活力の活用等によって効率的な運営を図ります。

③動力費に関する事項

・処理場・ポンプ場の運転管理を包括的民間委託しており、機械設備等の動力費も含めて委託範囲としています。更新時期に合わせた省エネタイプへの切替えや効率的な運転操作により、動力費の節減を図ります。

④修繕費に関する事項

- ・処理場・中継ポンプ場の機械・電気設備が老朽化しているため、計画的に修繕、改築・ 更新を進めます。投資・財政計画では年度当たり1億5,600万円程度の修繕費を見込 んでいます。
- ・ストックマネジメント計画では修繕計画についても策定しているため、これに基づき、 ライフサイクルコストの観点から適正な修繕を実施していきます。

⑤委託費に関する事項

- ・処理場・中継ポンプ場の運転管理を包括的民間委託しており、経費節減に寄与していることから、これを継続していきます。
- ・広域汚泥処理事業により、汚泥の処理・処分に係る経費を節減します。
- ・下水道施設(管渠施設を含む。)の改築・更新に係る事業費を抑制・平準化するため、 ストックマネジメント計画に従い、計画的な点検・調査を行っていきます。

⑥その他

・国の動向や他団体の状況を注視し、上記以外の経費について節減に努めます。

第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

1 事後検証のための指標

本経営戦略は、令和11 年度までの10 年間の計画ですが、社会情勢が大きく変化する昨今では、数年で本市の下水道事業を取り巻く環境が変化することが想定されます。

健全な事業経営を持続するために掲げた取組を着実に遂行するため、以下の7指標を事後検証のための指標に定め、進捗状況を管理します。

事後検証指標の目標

(単位:%,円)

事後検証指標 (経営指標)	説明	算出式	目標
経常収支比率	経常費用を経常収入でどの程度 賄っているかを示す指標。100% を超え比率が高いほど経営成績 は良好	経常収益÷経常費用× 100	100%以上
累積欠損金比率	複数年度にわたる営業活動による損失(累積欠損金)の営業収益に対する割合	当年度末処理欠損金÷ (営業収益一受託工事収 益)×100	0%
流動比率	短期的な債務に対する支払能力 を示す指標	流動資産÷流動負債× 100	150%以上
経費回収率	使用料で賄うべき経費を、どの 程度賄えているかを示す指標	下水道使用料÷汚水処 理費(一般会計負担分を 除く。)×100	100%以上
汚水処理原価	有収水量1m ³ 当たりの汚水処理 に要する費用	汚水処理費(一般会計負担分を除く。)÷年間有収水量	類似団体平均以下
水洗化率	下水道処理区域内人口に対す る水洗化人口の割合	水洗化人口(現在水洗便 所設置済人口)÷下水道 処理区域内人口×100	100%
管渠改善率	管渠の更新投資・老朽化対策の 実施状況を表す割合であり、管 渠の更新ペースや状況を把握す るための指標	改善(更新·改良·修繕) 管渠延長÷下水道布設 延長×100	4%以上

2 事後検証、改定等に関する事項

健全な事業経営が持続できるよう、掲げた取組を着実に遂行するとともに、定期的に投資・ 財政計画を検討していきます。このため、PDCAサイクルを活用した進捗状況の管理を行い、 事後検証の指標に対する達成状況の公表(毎年)や経営戦略の見直し(5年に1度)について も取り組んでいきます。

_														(単	<u> (位:千円,%)</u>
	区	分	度	H30 〔決 算〕	R1 [決 算] 見 込	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
F		1. 営 業 収 益	(A)	1,072,262	1,087,505	1,065,864	1,095,936	1,103,309	1,090,889	1,102,056	1,097,997	1,110,475	1,118,309	1,130,086	1,142,138
	収		入		864,650	849,545	841,364	835,727		822,273	819,273	816,545	813,727	810,636	807,818
	"	(2) 受 託 工 事 収 益	(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	. 益	(3) 負 担	金		212,103	205,498		249,514			274,157	289,362	304,334	319,202	334,072
1	仅	(4) そ の	他		10,752	10,821	10,725	18,068	4,568	4,568	4,568	4,568	248	248	248
	的	2. 営業外収	<u>益</u>		829,436	872,583	937,224	957,526		1,012,006	1,022,393	1,052,460	1,072,413	1,105,519	1,135,582
		(1) 補 <u>助</u>	金									0	-	0	
	収	<u>他会計補</u> その他補			·							0	Ŭ	0	
١,	益		<u>助</u> 並 戻 入			846,586		938.030				1.038.913	-	1.104.511	1,134,574
1	" 入		<u>庆 八</u>		13.340	25.997	43.229	19,496	15.925	13.547	13.547	13.547	1,071,403	1,104,511	1,134,574
	'	収入計	(C)		1,916,940	1.938.447		2.060.835	2.319.177		2.120.390	2.162.935	2,190,722	2.235.605	2,277,720
		1. 営 業 費	用		1,599,201	1,670,579	1,736,759	1,810,398		1,854,884	1,885,411	1,920,930	1,946,773	1,984,978	2,019,400
		(1) 職 員 給 与	費		56,570	67,344		67,344				67,344		67,344	67,344
É	的収		給		26,604			37,354				37,354		37,354	37,354
		退 職 給	付 費		0		0	0	v			0	0	0	0
	益	そ の	他		29,966	29,990	29,990	29,990		29,990	29,990	29,990	29,990	29,990	29,990
	1200	(2) 非主	費		652,711	679,006	694,302	713,144			694,265	688,946	678,537	678,445	678,399
Ι.	le.	<u>動</u> 力	費		355	360	360	360			360	360	360	360	360
1	乜 的	<u>修</u> 繕	費		170,030	160,601	142,510	142,510			142,510	142,510	132,146	132,146	132,146
		<u>材 料</u>	費		916	909	909	909	909	909	909	909	909	909	909
		<u>委 託</u> そ の	費 他		402,591 78.820	430,186 86,950	472,210 78,313	419,865 149,500	424,077 484,583	427,190 118,151	432,463 118,023	427,190 117,977	427,190 117,932	427,190 117.840	427,190 117,793
	支	(3) 減 価 償 却			889,920	924,228	975,113	1,029,910			1,123,802	1,164,640	1,200,892	1,239,189	1,273,657
١,	支	2. 営業外費	<u>貝</u> 用		100,261	69,814	60,759	52,854			39,234	36,943	35,343	34,045	32,771
-		(1)	息		81,791	68,813	59,758	51,853	43,941	38,269	34,677	32,386	30,786	29,488	28,214
	出	(2) $\stackrel{\frown}{\leftarrow}$ O	他		18,470	1.001	1.001	1.001	1.001	4.557	4.557	4.557	4.557	4.557	4,557
		支 出 計	(D)	1.687.372		1.740.392	1.797.518	1,863,252			1.924.645	1.957.873	1.982.116	2.019.023	2.052.171
	経		(E)	190,079	217,478	198,054	235,641	197,583	89,348		195,745	205,061	208,606	216,582	225,549
牛	寺	別 利 益	(F)	410	2,213	2,213	2,213	2,213	2,213	2,213	2,213	2,213	2,213	2,213	2,213
牛	寺	別 損 失	(G)	119	216	214	214	214	214	214	214	214	214	214	214
牛	寺	別 損 益 (F)-(G)	(H)	291	1,997	1,999	1,999	1,999	1,999	1,999	1,999	1,999	1,999	1,999	1,999
늴	5 年	72 10 17 mm 1 7 10 10 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	E)+(H)	190,370	219,475	200,053	237,640	199,582		218,351	197,743	207,060	210,605	218,581	227,548
拉	<u>益</u>	<u>勘定留保資金への処</u>		87,852	156,488	75,431	78,907	89,669	114,612	97,785	112,745	121,980	125,534	130,522	135,026
糸		利益剰余金又は累積欠損		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
ä	TT.	動 資	産(J)		1,770,149	1,867,996	1,953,079	1,991,703			2,187,028	2,241,151	2,225,150	2,217,766	2,196,203
77	<u> </u>		収 金 債 (K)		180,028 794,544	178,946 765,412	179,487 780,810	179,216 764,981		179,284 708.006	179,318 688,839	179,301 704.608	179,309 715,009	179,305 739,195	179,307 749,841
Ü	IL	りち建設改			407.946	391.304		388.488		336.352	318.714	333.127	342,458	364.370	373,980
		<u>フラ 廷 改 以</u> う ち 一 時 信			407,940	031,304	400,077	000,400	007,241	000,002	010,714	000,127	042,400	004,370	070,550
			払金			300.949	305.802	303.375	304.588	303.982	304.285	304.134	304.209	304.171	304,190
5	表	(1)	100)	_	_	_	_	_	_	_	,	,	,	,,	,
	也方則	オ政法施行令第15条第1項により算定金の不足	した 額(L)	_	_	_	_	_	_	_					
		収益 - 受託工事収益 (A)-(B)		1.072.262	1,087,505	1,065,864	1,095,936	1,103,309	1,090,889	1,102,056	1.097.997	1,110,475	1.118.309	1.130.086	1,142,138
		「財政法による _{((1)/(}	M) × 100)		_	_	_	_	-	-	1,007,007	1,110,470	1,110,003	1,100,000	1,142,100
		化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 金 の 不 足	した 額(N)	_	_	_	_	_	_	_					
-	建全	化法施行規則第6条に規定で 消 可 能 資 金 不 足		_	_	_	_	_	_	_					
任	建全	化法施行令第17条により算定	した _(P)	_	_	_	_	_	_	_					
4	建全化	未 の 規	模 `' ´ P)×100)		_	_	_	_	_	_					

※各項目の数値は表示単位未満を四捨五入しているため、内訳数値による計算結果と合計欄及び差引欄の数値とは一致しない場合があります。

投資·財政計画 (収支計画)

														(単位:千円)
	_	年 度	H30	R1										
		区分	〔決 算〕	〔決 算〕 見 込	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
		1. 企 業 債	184,500	517,000	623,700	760,500	449,700	512,300	374,000	572,200	480,700	480,700	448,200	480,700
	2/87	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資		3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	本	4. 他 会 計 負 担 金	422,825	337,897	294,502	256,153	250,486	238,679	224,784	225,843	210,638	195,666	180,798	165,928
		5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本	的	6. 国(都道府県)補助金	156,500	457,428	510,730	675,620	444,800	515,550	298,200	477,900	510,400	510,400	477,900	510,400
'	нJ	7. 固定資産売却代金	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
		8. 工 事 負 担 金	11,830	8,505	4,583	3,888	4,757	5,643	2,580	2,580	2,580	2,580	2,580	2,580
	収	9. そ の 他	125	250	260	270	390	400	400	400	400	400	400	400
的		計 (A)	775,779	1,321,081	1,433,775	1,696,431	1,150,133	1,272,572	899,965	1,278,924	1,204,719	1,189,747	1,109,879	1,160,009
	入	(A)のうち翌年度へ繰り越さ (B) れる支出の財源充当額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		純 計 (A)-(B) (C)	775,779	1,321,081	1,433,775	1,696,431	1,150,133	1,272,572	899,965	1,278,924	1,204,719	1,189,747	1,109,879	1,160,009
収	資	1. 建設改良費	494,319	1,133,898	1,217,299	1,577,600	1,017,584	1,108,488	729,432	1,245,254	1,185,640	1,240,640	1,148,640	1,204,640
		うち職員給与費	32,255	32,770	32,770	32,770	32,770	32,770	32,770	32,770	32,770	32,770	32,770	32,770
	本	2. 企 業 債 償 還 金	468,337	429,802	407,946	391,304	400,377	388,488	337,241	336,352	318,714	333,127	342,458	364,370
支	的	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. そ の 他	0	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	出	計 (D)	962,656	1,566,300	1,627,845	1,971,504	1,420,561	1,499,576	1,069,273	1,584,206	1,506,954	1,576,367	1,493,698	1,571,610
	本的ル 足する	収入額が資本的支出額に 5額 (D)-(C) (E)	186,877	245,219	194,070	275,073	270,428	227,004	169,308	305,282	302,235	386,620	383,819	411,601
	補	1. 損益勘定留保資金	180,338	33,932	0	0	0	0	54,554	59,512	78,529	146,149	148,155	166,594
	埴	2. 利益剰余金処分額	0	190,370	165,146	237,788	246,687	200,738	97,735	218,351	197,743	207,060	210,605	218,581
	財	3. 繰 越 工 事 資 金												
	-	4. そ の 他	6,539	20,917	28,924	37,285	23,741	26,266	17,019	27,419	25,963	33,410	25,059	26,427
	源	計 (F)	186,877	245,219	194,070	275,073	270,428	227,004	169,308	305,282	302,235	386,620	383,819	411,601
裤	填		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他	会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
損	益	勘定留保資金等	1,231,890	1,383,550	1,493,888	1,572,647	1,615,210	1,620,430	1,784,277	1,816,902	1,869,670	1,852,599	1,842,942	1,820,341
企		業 債 残 高(H)	4,018,114	4,105,312	4,321,066	4,690,262	4,739,585	4,863,397	4,900,156	5,136,004	5,297,990	5,445,563	5,551,305	5,667,635

〇他会計繰入金		(単位:千円)

区	年 度	H30 〔決 算〕	R1 〔決 算〕 見 込	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
収益的」	収 支 分	227,175		205,498	243,847	249,514	261,321	275,216	274,157	289,362	304,334	319,202	334,072
	うち基準内繰入金	36,823	48,843	48,619	47,937	47,287	46,517	45,963	49,653	49,181	48,557	47,915	47,260
	うち基準外繰入金	190,352	163,260	156,879	195,910	202,227	214,804	229,253	224,504	240,181	255,777	271,287	286,812
資本的」	収 支 分	422,825	337,897	294,502	256,153	250,486	238,679	224,784	225,843	210,638	195,666	180,798	165,928
	うち基準内繰入金	22,881	17,067	11,713	8,133	11,634	9,782	9,732	10,572	12,600	16,164	16,209	16,255
	うち基準外繰入金	399,944	320,830	282,789	248,020	238,852	228,897	215,052	215,271	198,038	179,502	164,589	149,673
合	計	650,000	550,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000

※各項目の数値は表示単位未満を四捨五入しているため、内訳数値による計算結果と合計欄及び差引欄の数値とは一致しない場合があります。

<付録>

用語の解説

用語の解説	説明
あ行	1\text{17.0}
8711	一般会計から下水道事業会計に繰り出される資金。基準内繰入金
一般会計負担金 (繰入金)	と基準外繰入金がある。
	汚水処理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量1 m³あ
	たり、どれくらいの経費が汚水処理費として必要であるかを示す
 汚水処理原価	指標で、低い方が良い。
17/10/202/// 画	【計算式】
	汚水処理費(一般会計負担分を除く)÷年間有収水量
 か行	17.77.22.4 () 从公田 对正为 2 例 7 / 1 · 下间 1 代 7 至
W-11	1年間に改築・更新した管渠延長が、総管渠延長に占める割合を
	示す指標。1年間にどれだけ管渠の更新投資・老朽化対策を実施
 管渠改善率	したかを表す。
自朱以晋平	【計算式】
	Til 昇代
	総管渠延長のうち、法定耐用年数を経過した管渠がどれだけある
	かを示す指標。高ければ高いほど、老朽化が進んでいることを表
管渠老朽化率	す。
自 宋七代/几 年	り。 【計算式】
	【可昇代】 法定耐用年数を経過した管渠延長÷下水道布設延長×100
	PPP (パブリック・プライベート・パートナーシップ) とも呼
官民連携	ばれ、公共施設等の建設、維持管理、運営等を、自治体と民間企
日以建功	業が連携して行うこと
	地方公営企業が行う建設改良に要する資金に充てるために、国や
企業債	地方公共団体金融機構などから借り入れる長期借入金
	事業規模に対して企業債残高(一般会計負担分を除く)がどれく
	をいあるのかを示す指標
企業債残高対事業規模比	【計算式】
率	企業債残高(一般会計負担分を除く)÷営業収益(受託工事収益、
	正来資及同(
	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める繰出基準に基づか
基準外繰入金	放云司 かりの様八並の プラ、秘格省の足める様山基準に基づかないもの
	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める繰出基準に基づく
基準内繰入金	版云司が50株八並のプラ、総務省の足める株山基準に基づく もの
	一般会計から下水道事業会計等の企業会計へ繰出しを行う資金の
繰出基準額	一般云前から下小垣事未云前寺の企未云前へ繰山しを打り貢金のうち、総務省の定める繰出基準によって算定された金額
	ノり、秘伤目の此める磔山本毕によつし昇止された金領

用語	説明					
	料金収入、一般会計負担金等の経常収入で、経常的な費用がどの					
	程度賄われているかを示す指標。100%を超え比率が高いほど経営					
経常収支比率	成績は良い。					
	【計算式】					
	経常収益÷経常費用×100					
	下水道使用料で回収すべき経費を、どの程度賄えているかを示す					
	指標。原則は、汚水処理に要する経費は全て使用料で賄うことと					
経費回収率	されている。					
	【計算式】					
	下水道使用料÷汚水処理費(一般会計負担分を除く)×100					
下水道普及率	下水道処理人口普及率とも呼ばれ、行政人口に対して、下水道が					
「小坦音及平	利用できる人口の割合を示す指標					
	管渠や処理施設などの資産の取得を行った場合に、その取得金額					
減価償却	を取得時に費用として一括計上するのではなく、資産の耐用を					
	に応じて毎年少しずつ費用として計上する方法					
	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方					
↑↑ # ★ # # # # # # # # # # # # # # # # #	公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域					
公共下水道事業	下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設					
	の相当部分が暗渠である構造のもの(下水道法第2条第3号)					
さ行						
	施設の利用状況や適正規模を判断するための指標。施設の処理能					
	力に対して、1日に実際どれくらい汚水処理をしているかを表す。					
施設利用率	【計算式】					
	晴天時1日平均処理水量÷晴天時現在処理能力×100					
次卡的恒士	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良に係る					
資本的収支	企業債償還金などの支出と、その財源となる収入					
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに					
以金列以文	対応する全ての費用					
水 洲, 小, 本	下水道処理区域内人口のうち、実際に終末処理場で汚水処理を行					
水洗化率	っている人口の割合					
	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図る					
ストックマネジメント計	ため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評					
画	価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画					
	的かつ効率的に維持管理するための計画					

用語	説明
た行	
地方公営企業法の財務規 定適用	地方公共団体が経営する企業に、条例等により地方公営企業法を 適用する場合に、法の規定の全部を適用せずに、財務規定のみを 適用すること。法の規定を全て適用する「全部適用」に対して、 一部のみを適用するため「一部適用」ともいう。
特定環境保全公共下水道 事業	公共下水道のうち、市街化区域以外の区域において設置され、自 然保護などを目的とするもの
な行	
農業集落排水下水道事業	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用用排水の水質の汚濁を防止し、農村全域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を目的とするもの
は行	
補填財源	当年度純利益や、損益計算に計上された費用のうち、現金支出を 伴わない費用の計上によって発生する損益勘定留保資金など、会 計内部に留保される資金
PFI (ピーエフアイ)	プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略であり、公共 施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技 術的能力を活用して行う手法。 PPPの代表的な手法の一つ
PDCA (ピーディーシー エー)	PDCAサイクルとも呼ばれる。計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)の4つのプロセスからなり、これらのプロセスを繰り返すことで、品質の維持・向上及び業務状況を継続的に改善していく手法
PPP (ピーピーピー)	パブリック・プライベート・パートナーシップの略であり、「官民 連携」とも呼ばれる。公共施設等の建設、維持管理、運営等を、 自治体と民間企業が連携して行うこと
包括的民間委託	民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に 運営できるように、複数の業務や施設を包括的に委託すること
や行	
有形固定資産減価償却率	有形固定資産のうち、償却資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標。資産の老朽化の度合いを表す。 【計算式】 有形固定資産減価償却累計額÷有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100
有収水量	下水道使用料計算の対象となる水量

用 語	説明
ら行	
	管路や施設などの建設費用だけではなく、企画・設計・施工・運
ライフサイクルコスト	用・維持管理・補修・改造・解体・廃棄に至る過程(ライフサイ
	クル)で必要となる費用の合計額
次 村 下 北	2つ以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、か
流域下水道	つ、終末処理場を有するもの
	企業の短期的な支払い能力を示す指標で、流動資産を流動負債で
流動比率	除したもの
	【計算式】
	流動資産÷流動負債×100
類似団体	総務省が定める区分によって分類された同規模団体。下水道事業
	は、処理区域内人口、処理区域内人口密度及び供用開始後年数の
	3つの区分によって分類される。
累積欠損金比率	複数年度にわたる営業活動による損失(累積欠損金)の営業収益
	に対する割合を示す指標
	【計算式】
	当年度未処理欠損金÷営業収益(受託工事収益を除く)×100



梅香る わたしたちの緑園都市

知多市下水道事業経営戦略

令和2年3月策定

知多市水道部下水道課

〒478-0045 知多市南浜町 25番地(南部浄化センター内)

電 話 0562-55-9591 (直通) FAX 0562-55-9222

URL http://www.city.chita.lg.jp

E-mail gesui@city.chita.lg.jp